

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和5年9月

越生町

## 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	8
第4	第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	9
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	10
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	12
	1 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業 の実施の促進に関する事項	13
	2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる 区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	13
	3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他委託を 受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	16
	4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	17
第7	その他	18

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 越生町は埼玉県県の南西部にあって首都50km圏にあり、町の東は鳩山町、西は飯能市、南は毛呂山町、北はときがわ町に接しており、東西9.5km、南北に7.9kmで町のほぼ中央を越辺川が流れている。

町の概要は、西側が山地、東側が平坦地・丘陵地になっており総面積40,390km<sup>2</sup>でその内土地利用においては、69.1%が山林であり、耕地はわずか8.8%で平坦地が少なく農業の経営規模は比較的小さい。

農業は地形条件等から区分して、東側の平坦地においては、米、麦、野菜が中心となっている。また、西側の山間部では、梅、ゆず、野菜等の栽培が行われているが近年、黒山三滝、越生梅林等観光客の増加により観光農業のウエイトが高まっている。

今後は、地域特性に適した新しい農産物の導入や高付加価値農業への転換など魅力ある農業を目指し生産技術の向上や後継者の育成を積極的に促進する必要がある。そして、このような農業生産展開の基盤となる優良農用地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 越生町の農業構造については、農業従事者の高齢化、後継者不足により農家の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で、農用地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農用地の権利移動は、これまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、土地改良や機械更新時、世代交代等を機に急速に農用地の権利移動が進む可能性がある。

一方、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農用地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農用地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

3 越生町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、越生町及びその周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり300万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1800時間程度）を実現できるものとし、また、これからの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造

を確立していくことを目指す。

- 4 越生町は、将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向その他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は、農業に関係する団体が地域農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、本町は、農業協同組合、農業委員会、農林振興センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、越生町農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらに、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の越生町農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こしを強化して、農用地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて賃借権の設定等を進める。

また、これらの農用地の権利移動に関しては、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業によるほか、集团的土地利用推進のための団体活動組織を基礎として、充実した集团的土地利用調整を全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域計画の作成・更新を通じて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実状に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農用地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質

的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、これらが一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農林振興センターの指導の下に、野菜の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の、組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である旧村梅園地区においては、農用地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供などによる役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした、構造改善事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 越生町は、越生町農業再生協議会において、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を農林振興センターの協力を受けて行う。

また、農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営のさらなる

向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に  
行う。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

### (1) 新規就農の現状

本町の新規就農者は、そのほとんどが定年帰農者や結婚就農者となっており、人数的にも限られているが、従来からの基幹作物である梅・ゆずの生産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来(農業営農開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標330人を踏まえ、本町においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人の育成・確保にも努力する。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1800時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得150万円程度)を目標とする。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた本町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農用地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については農林振興センターや農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

### (4) 地域ごとに推進する取組

#### ア 梅園地区

従来からの基幹作物である梅を栽培する梅園地区において、高齢化により耕作放棄園化した樹園地を引受け、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入れを進めるに

は、農業協同組合、農業協同組合梅部会等と連携し、梅の栽培技術の指導や販路の確保を行い、当該青年等であっても一定の所得の確保ができ、安定的な経営を行えるようにする。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
梅単一  基幹的 農業 従事者 2人	〈作付面積等〉 梅（白加賀） =1.0ha 梅（べに梅・十 郎） =0.4ha  〈経営規模〉 1.4ha	〈資本装備〉 ・動力噴霧機 1台 ・軽トラック 1台 ・草刈り機 1台 ・作業場 ・加工場  〈その他〉 ・梅（白加賀）は市 場出荷 梅（べに梅・十 郎）は梅干加工販 売	・複式簿記記 帳により経 営と家計の 分離を図る ・青色申告の 実施	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・収穫期における 臨時雇用従事者 の確保
梅・露 地野菜 混合  基幹的 農業	〈作付面積等〉 梅（白加賀） =0.5ha 梅（べに梅・十 郎） =0.3ha 露地なす =0.1ha ほうれん草	〈資本装備〉 ・動力噴霧機 1台 ・草刈り機 1台 ・耕耘機 1台 ・軽トラック 1台 ・作業場 ・加工場  〈その他〉	・複式簿記記 帳により経 営と家計の 分離を図る ・青色申告の 実施	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・収穫期における 臨時雇用従事者 の確保

従事者 2人	<ul style="list-style-type: none"> <li>=0.1ha</li> <li>ブロッコリー</li> <li>=0.1ha</li> <li>とうもろこし</li> <li>=0.1ha</li> <li>〈経営規模〉</li> <li>1.2ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・梅（白加賀）は市場出荷</li> <li>梅（べに梅・十郎）は梅干加工販売</li> <li>・野菜については直売</li> </ul>		
梅・ゆ ず混合	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈作付面積等〉</li> <li>梅（白加賀）</li> <li>=0.7ha</li> <li>梅（べに梅・十郎）</li> <li>=0.3ha</li> <li>ゆず</li> <li>=0.7ha</li> <li>〈経営規模〉</li> <li>1.7ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈資本装備〉</li> <li>・動力噴霧機 1台</li> <li>・軽トラック 1台</li> <li>・草刈り機 1台</li> <li>・耕耘機 1台</li> <li>・貯蔵庫</li> <li>・作業場</li> <li>〈その他〉</li> <li>・梅（白加賀）、ゆずは市場出荷</li> <li>梅（べに梅・十郎）は梅干加工販売</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・収穫期における臨時雇用従事者の確保</li> </ul>
主穀・ 露地野 菜複合	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈作付面積等〉</li> <li>水稲 =1.5ha</li> <li>小麦 =0.3ha</li> <li>露地なす</li> <li>=0.1ha</li> <li>ほうれん草</li> <li>=0.2ha</li> <li>ブロッコリー</li> <li>=0.2ha</li> <li>〈経営規模〉</li> <li>2.3ha</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>〈資本装備〉</li> <li>・トラクター（25ps）1台</li> <li>・バインダー 1台</li> <li>・田植機 1台</li> <li>・脱穀機 1台</li> <li>・平型乾燥機 1台</li> <li>・動力噴霧機 1台</li> <li>・マルチャー 1台</li> <li>・管理機 1台</li> <li>・軽トラック 1台</li> <li>・作業場</li> <li>〈その他〉</li> <li>・野菜については直</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る</li> <li>・青色申告の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入</li> <li>・農繁期における臨時雇用従事者の確保</li> <li>・労災保険加入</li> </ul>
基幹的 農業 従事者 2人				

		売		
梅・ゆ ず・露 地野菜 複合	〈作付面積等〉 梅（白加賀） =0.4ha 梅（べに梅・十 郎） =0.1ha ゆず =0.5ha 露地なす =0.1ha ほうれん草 =0.2ha とうもろこし =0.2ha 〈経営規模〉 1.5ha	〈資本装備〉 ・トラクター 1台 ・草刈り機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・マルチャー 1台 ・管理機 1台 ・軽トラック 1台 ・作業場 ・加工場 〈その他〉 ・梅（白加賀）、ゆず は市場出荷 梅（べに梅・十 郎）は梅干加工販 売 ・野菜については直 売	・複式簿記記 帳により経 営と家計の 分離を図る ・青色申告の 実施	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・収穫期における 臨時雇用従事者 の確保 ・労災保険の加入
梅・花 き混合	〈作付面積等〉 梅（白加賀） =0.5ha 梅（べに梅・十 郎） =0.3ha 菊 =0.1ha くじゃく =0.1ha けいとう =0.1ha ダリア =0.1ha 〈経営規模〉 1.2ha	〈資本装備〉 ・動力噴霧機 1台 ・草刈り機 1台 ・耕耘機 1台 ・軽トラック 1台 ・作業場 ・加工場 〈その他〉 ・梅（白加賀）、ゆず は市場出荷 梅（べに梅・十 郎）は梅干加工販 売 ・花については直売	・複式簿記記 帳により経 営と家計の 分離を図る ・青色申告の 実施	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・収穫期における 臨時雇用従事者 の確保
基幹的 農業 従事者 2人				
基幹的 農業 従事者 2人				

鉢物単 一	〈作付面積等〉 マリーゴールド =400m <sup>2</sup> サルビア =400m <sup>2</sup> パンジー =500m <sup>2</sup>  〈経営規模〉 1,300m <sup>2</sup>	〈資本装備〉 ・ビニールハウス 800m <sup>2</sup> ・トラック 1台 ・トラクター 1台 ・動力噴霧機 1台 ・堆肥舎 100m <sup>2</sup>  〈その他〉 ・土壌消毒による土 づくり	・複式簿記記 帳により経 営と家計の 分離を図る ・青色申告の 実施	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入
----------	---	--	---	--------------------------------------

### 第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の6に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき指標として、効率的かつ安定的な農業経営の目標が5割程度の農業所得、すなわち主たる従事者1人あたりの年間農業所得150万円程度を目標とする。(現に本町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の 方法	農業従事の 態様等
梅単一  基幹的 農業 従事者 2人	〈作付面積等〉 梅(白加賀) =0.7ha 梅(べに梅・十 郎) =0.3ha  〈経営規模〉 1.0ha	〈資本装備〉 ・動力噴霧機 1台 ・軽トラック 1台 ・草刈り機 1台 ・作業場 ・加工場	・複式簿記記 帳により経 営と家計の 分離を図る ・青色申告の 実施	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・収穫期における 臨時雇用従事者 の確保
主穀・ 露地野 菜複合	〈作付面積等〉 水稲 =1.0ha 小麦 =0.2ha 露地なす =0.1ha ほうれん草	〈資本装備〉 ・トラクター(25ps) 1台 ・バインダー 1台 ・田植機 1台 ・脱穀機 1台	・複式簿記記 帳により経 営と家計の 分離を図る ・青色申告の 実施	・家族経営協定の 締結に基づく給 料制、休日制の 導入 ・農繁期における 臨時雇用従事者

基幹的 農業 従事者 2人	=0.1ha ブロッコリー	・平型乾燥機 1台 ・動力噴霧機 1台		の確保
	=0.1ha 〈経営規模〉 1.5ha	・マルチャー 1台 ・管理機 1台 ・軽トラック 1台 ・作業場 〈その他〉 ・野菜については直 売		

#### 第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

##### 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

- (1) 越生町の特産品である梅やゆずなどの農産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、経営管理の合理化等に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、県や農業協同組合等と連携して、研修・指導や相談対応等に取り組む。
- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入態勢の整備青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。
- (3) 農業従事者の安定的確保を図るため、農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者及び非農家等の労働力の活用システムを整備する。
- (4) 本町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産にかかわる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

##### 2 市町村が主体的に行う取組

- (1) 本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、県や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、

住宅の照会や移住相談等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械のあっせん、確保、資金調達のサポートを行う。

- (2) また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。
- (3) 本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本町は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- (1) 埼玉県農業会議、農地中間管理機構、越生町農業委員会は新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- (2) 個々の集落では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

- (1) 本町は農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受け入れ態勢、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供をする。
- (2) 農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本町の区域内において後継者がいない場合には、県及び農業経営就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

### 第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標その

## 他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

上記第2及び第3に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

なお、農用地の利用集積に当たっては、より効率的かつ安定的な営農を可能にするため、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等を活用し面的なまとまりとなるよう努める。

また、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させていくこととする。

中山間地域や担い手不足地域では、地域全体で農用地の確保・有効利用を図るため、中小・家族経営など地域社会の維持に重要な役割を果たしている経営体の新規就農促進を図るエリアや有機農業の団地化を図るエリア等の設定を推進するとともに、蜜源利用や省力栽培による保全等の仕組みを進めるよう努める。

#### ○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備考
56%	

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的作業を3作業以上実施している農作業受託面積を含む。）面積のシェアの目標である。
- 2 目標年次はおおむね10年先とする。

### 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

#### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町の平坦部においては、露地野菜等と果樹の複合経営の小規模な土地利用形態の農業であり、認定農業者等への農用地の利用集積は進んでいない。また、経営農用地も分散化傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の規模拡大も停滞している。

また、本町の山間部では、傾斜地を利用しての果樹経営を主とする小規模な土地利用形態の農業で、平坦部と同様に認定農業者への農用地の利用集積は進んでいない。また、経営農用地も分散化しており、高齢化も進み、担い手の利用集積も図られていない。

## (2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用のビジョン

今後は更に、農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは耕作放棄地が増加することが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農用地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

- ① 認定農業者候補者のリストアップを促進し、経営改善計画の策定支援などにより、認定農業者への速やかな誘導を図る。
- ② 担い手の育成のため、研修会等に参加を促し理解を深めるとともに、各種施策により担い手を支援する。
- ③ 耕作放棄地を解消するため、農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業等を活用し、認定農業者等に農用地の利用集積を斡旋する。
- ④ 新規営農者を募集し、農地中間管理事業等を活用し、利用集積を進める。

## (3) 関係団体等との連携体制

本町では、関係機関が有する農用地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

## 第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

越生町は、埼玉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

地域計画の協議の場については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、基幹作物の農繁期を除いて設定することとする。また、開催に当たっては、本町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ることとする。参加者については、農業者、市町村、農業委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、埼玉県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業観光課に設置する。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの設定が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、そのうえで、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。

また、越生町は地域計画の策定に当たって、埼玉県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているかの進捗管理を毎年実施することとする。

越生町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 北東部のうち、平坦地域においては、今後地域に即した農業経営の確立が必要であり、生産基盤条件を生かした新作物の導入、農地中間管理事業を重点的に実施する。また、賃借権等の設定、農作業受委託等を推進し、営農集団等の主体的な取り組みによって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域の梅園地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに本町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

## 1 農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業の実施の促進に関する事項

(1) 本町は、県下一円を区域として農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業を行う埼玉県農林公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業、農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、農地中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

## 2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位とし適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を越生町に提出して、農用地利用規程について越生町の認定を受けることができる。

② 町は申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

- ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規定の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。
- ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定にかかる農用地利用規程を掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を受けて農用地の利用集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用集積の目標
- ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等に関する事項
- エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農林振興センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（埼玉県農林公社）等の指導、助言を求めてきたときは、越生町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

地域計画の実現に当たり、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、地域計画

の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図ることとする。

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業の受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには賃借権等の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本町は1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 農業生産基盤整備の促進を通じて、農用地の有効利用を進めるとともに、農業近代化施設等の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 各種事業等によって農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 越生町は、農業協同組合・農用地利用改善団体等により地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 美しいむらづくり事業により実施した、集落排水事業の維持管理に努め、農村集落の生活環境の向上を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化

の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

本町は、農業委員会、農林振興センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、越生町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、このような協力の推進に配慮する。

## 第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附則

- 1 この基本構想は、平成22年6月10日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月25日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和4年3月17日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和5年9月22日から施行する。
- 5 利用権設定等促進事業について、令和7年3月31日（その日までに地域計画が定められ、及び公告されたときは、当該地域計画の区域については、この公告日の前日）までの間、なお従前の例により、新たに農用地利用集積計画を定め、及び公告することができるものとする。